

豊橋市、責任認めず

東愛知新聞

発行所：豊橋市新栄町島崎宮前
〒441-8606 南陽私書箱8号
東愛知新聞社
TEL.0533-32-3111/0
FAX.0533-32-3737

故 事 報 告
トポ 中 南
ボ 南 章
ー 覆 転

全面的に争う姿勢

損害賠償請求第1回口頭弁論

一昨年6月に浜名湖で起きた豊橋市平南中学校のカッターボート転覆事故で、長女の花菜さん(当時9歳)が死したのには市にも責任があるとして、遺族の岡市杉山町の西野友幸さんと光榮さん夫婦が起こした損害賠償請求の第1回口頭弁論が名古屋地裁豊橋支部で開かれた。請求先3者のうち、「三ヶ日青年の家」設備者の静岡県と同施設指定管理者の小学館学芸社プロダクションは事故責任を全額で認めたが、豊橋市は認めず、全面的に争う姿勢を示した。(9面に関連)



口頭弁論を終え、記者会見に臨む(左から)小林修弁護士、西野友幸さん、菊地令比等弁護士。豊橋市大岡町の弁護士会館で

損害賠償の請求額は、静岡県、小学館・集英社プロダクション、豊橋市合わせて約6830万円。西野さん夫妻の代理人を務める小林修弁護士によると、小学館学芸社プロダクションは責任を全面的に、静岡県も大筋で認め、和解協議に入る意向を示した。

一方、豊橋市は答弁書を通じて、今回の事故に関して「豊橋市には安全配慮の義務が生じない」という姿勢を明らかにした。市は一般論として学校の課外授業に関しては市側に安全配慮の義務はあ

ったのか、市は今後の公判の中で明らかにしていくとみられる。口頭弁論で西野友幸さんは提訴にあたっての意思陳述を行い、そのなかで「提訴を通じて、生徒の命を守るのは学校であるということと豊橋市に認識させ、悲しい事故が二度と起きないように努力してもらいたい。それが娘の望んでいることだと(信じる)と結んだ。

一方、豊橋市の佐原光一市長は「本件は弁護士に依頼している、保身中の事案なのでコメントは差し控えさせていただきます」とのコメントを出した。次回の口頭弁論は8月24日午後1時20分から同支部で開かれる。

るとしたものの、今回



賞金と会費で年間運営費 いたため、ロンドンでも結
 ヤンプには大勢のサボ 六千万円の半分以上を賄 果を出すしかない
 月、岡山県美作市で う。大口がないから逆に
 (敬称略)

豊橋市争う姿勢

転覆 湖名 豊橋市争う姿勢
 湖名 豊橋市争う姿勢
 湖名 豊橋市争う姿勢

湖名 豊橋市争う姿勢

湖名 豊橋市争う姿勢

湖名 豊橋市争う姿勢

湖名 豊橋市争う姿勢

湖名 豊橋市争う姿勢

湖名 豊橋市争う姿勢

湖名 豊橋市争う姿勢

湖名 豊橋市争う姿勢

西野花菜さんの遺骨で作ったブ
 レートを置き、会見する父友章
 さん＝4日、愛知県豊橋市で



「引率する責任 見直して」

西野さんの父、語気強める

傍らには、娘の遺骨で作
 り「西野花菜」と記されて
 いる手のひら大のプレー
 トを置いた。「一人娘とい
 つも一緒にいられるよう
 に」と業者に依頼した。
 四日は、母親の光美さんが
 膝に乗せて裁判を見守っ
 た。
 事故当時は荒天だった
 が、ボートの転覆を予想で
 きなかったとする豊橋市の
 答弁書に、友章さんは「事
 故をなぜ予想できなかった
 のか。再発防止のため、司
 法の場で事実を明らかにし
 たい」と話した。

浜松市の浜名湖で二示した。
 ○一〇年六月、野外教
 育活動中のボートが転
 覆し、愛知県豊橋市章
 南中学校一年の西野花
 菜さん(当時12歳)が
 亡くなった事故で、西
 野さんの両親が豊橋市
 などに損害賠償を求め
 た訴訟の第一回口頭弁
 論が四日、名古屋地裁
 豊橋支部(田近年則裁
 判長)であり、豊橋市
 は全面的に争う姿勢を
 示した。
 訓練を実施した静岡
 県立三ヶ日青年の家を
 運営する小学館集英社
 プロダクション(東京)
 「野外授業で何の落ち
 度もない娘が命を落と
 ることの談話を出した。
 岡県は和解を進める方
 針を明らかにした。
 西野さんの父友章さ
 ん(53)が意見陳述し
 た」と主張。佐原光一
 豊橋市長は「係争中の
 ためコメントを控え
 ることの談話を出した。
 豊橋市側は答弁書を
 提出し、三ヶ日青年の
 家に責任があるとして
 「ボートの転覆は専門
 知識のない学校に予想
 できず、生徒の安全を
 配慮する義務はなかつ
 た」と主張。佐原光一
 豊橋市長は「係争中の
 ためコメントを控え
 ることの談話を出した。
 した。生徒の命を守る
 のは学校を管理する市
 の責任」と訴えた。

豊橋市全面的に争う方針

浜名湖ボート転覆賠償訴訟

浜松市の浜名湖で201
 0年6月、訓練中のボート
 転覆事故で、死亡した愛知
 県豊橋市立章南中1年、西
 野花菜さん(当時12歳)の
 両親が、同市と訓練を実施
 した三ヶ日青年の家の指定
 管理者「小学館集英社プロ
 ダクション」(東京)、設
 置者の静岡県を相手に、計
 約6800万円の損害賠償
 を求めた訴訟の第一回口頭
 弁論が4日、名古屋地裁豊
 橋支部(田近年則裁判長)
 で開かれた。
 「強い雨の中、訓練は無
 理と判断し中止していれば
 事故は回避できた」などと
 する原告の主張に対し、豊
 橋市側は「市に法的責任は
 ない」として全面的に争う
 方針を示した。小学館集英
 社プロダクション側は「心
 からおわびし、誠意をもつ
 て対応する」とし、和解を
 申し入れていることを明ら
 かにした。静岡県側も、原
 告の論理構成に一部疑問が
 あるとして請求棄却を求め
 たが、「指定管理者と責任
 は共通しており、和解した
 い」と述べた。
 豊橋市と他の2者の立場
 が異なることから、次回は
 それぞれの考え方を整理し
 今後の進め方を話し合う。
 口頭弁論では、父親の友
 章さん(53)が意見陳述を行
 い、「子どもの命を守るの
 は学校だという当たり前の
 ことを、豊橋市は認識して
 ほしい」と述べた。
 友章さんは、裁判後に記
 者会見し、「ボートの中に
 閉じこめられ、独りぼっち
 で死んだ娘はつらかっただ
 ろう。そんな娘の遺骨を冷
 たい墓に入れる気がせず、
 骨で作ったプレートを近く
 に置いていつも3人で暮ら
 している」と、一人娘を思
 う気持ちを語った。

覆転ボート名浜

豊橋市側 争う姿勢

「天候、出港基準満たす」

浜松市の浜名湖で10年6月、訓練中の手こぎボートが転覆し愛知県豊橋市立章南中1年の西野花菜さん(当時12歳)が水死した事故で、安全配慮を欠いたなどとして両親が豊橋市など3者に約682万9千円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が4日、名古屋地裁豊橋支部(田近年則裁判長)であり、市側

は「法的責任はない」などと全面的に争う姿勢を示した。訓練を実施した「静岡県立三ヶ日青年の家」の指定管理者、小学館集英社プロダクションと、設置者の静岡県は和解を求める方針。両親は、悪天候下で学校が訓練中止を申し入れなかったことなどを過失と主張している。これに対し、市は

「雨は断続的に強く降っていたが、風は目視で秒速3〜4メートル程度で白波もなかった」ため青年の家のボート出港基準を満たしており、「中止申し入れは到底できない」と反論した。

父「生徒の命を守るのは学校」
母光美さんは、花菜さんの遺骨を混ぜて作った小さなセラミックプレートを持って出延。父友章さん(53)は「生徒の命を守るのは学校であると市に認識させ、二度と起きない努力をさせ続けることを娘は望んでいると信じる」と意見陳述した。閉廷後、豊橋弁護士会館で記者会見した原告側の小林修弁護士は「専門的知識・技能を持たない学校側がボート転覆を想像できるはず

西野花菜さんの遺骨で作ったセラミックプレートを前に、思いを語る父友章さん
—愛知県豊橋市の豊橋弁護士会館で4日午後3時43分



もないとした市の主張を批判。友章さんは「市の考えを明らかにしていく過程で、市が姿勢を改めてくれることを期待している」と話した。【清藤天、写真も】

3
4
7
8
9
7

豊橋市側を擁護した小沢

徳を武器にもならない

「日本経済」

が人はなかった。救急

出した
また
者向け
築計画
に装い
社の男
歳)から
注の手付
円の小切
し取り、
ごろにも
建設会
(当時
100万
ったと

豊橋市責任認めず

浜名湖転覆事故

名地裁支部で第1回口頭弁論

静岡と小学館和解の意向

10(平成22)年6月に浜名湖(浜松市)で訓練用の手

こぎボートが転覆し、豊橋市章南中1年の西野花菜さん(当時12)が亡くなった事故で、両親が豊橋市などに約6830万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が、名地裁豊橋支部(田近年則裁判長)で開かれた。市側は責任を認めない内容の答弁書を提出して争う姿勢をみせた。父親の友章さんは、意見陳述で「落ち度のない命がなくなったことに対し、豊橋市はもっと真剣に考えたい」と提訴に至った思いを述べ、閉廷後に弁護人と会見を開き、「非常識な主張」と市を批判した。



裁判所に入る西野さんら原告(名地裁豊橋支部で)

訴訟は、事故の責任を求めて、同校の設置者である豊橋市と、訓練を実施した「三ヶ日青年の家」の設置管理者の静岡県、同県から施設管理を任された小学館プロダクションの3者に対して賠償を求めている。

口頭弁論で市側が争う姿勢を見せたのに対し、静岡県と小学館は、責任を認め

て和解していく意向を示した。

西野さんの弁護士である小林修弁護士によると、市側の答弁書は「ボートが転覆することは予想できな

主張非常識と遺族が批判

覆することは予想できな「本件での安全配慮義務は市にはない」などの内容で、小林弁護士は「ボートが転覆する危険性を認識することは常識的。なぜ責任を認めないのか不明確だ」とあいまいな内容の答弁書を批判した。

全マニュアルの改訂や、気象条件による活動の判断基準を示すなどの対策を示していた。次回は8月24日に弁論が開かれる。

にしたいと、市側の考えを明らかにしたい」と語った。

両親は今年3月に、学校が大雨の中で訓練を強行したことや、施設へ乗船者名簿を事前に提出しなかったため

に救出が遅れたこと、ボート内に雨水が溜まったにも関わらず、

両親は市側に謝罪や反省が見られないことから提訴に踏み切った。市側は、校外学習をする際の安

花菜さんの遺骨で作ったプレートを持って裁判に臨んだ西野さんは「本来は裁判で争うことではな

ト訟 一訴 湖名 泊事

豊橋市全面的に争う姿勢 県などは和解求める

ト訟 一訴 湖名 泊事
豊橋市の浜名湖で2001年6月、訓練中のボートが転覆した事故で、死亡した愛知県豊橋市立章南中1年、西野花菜さん(当時12歳)の両親が、豊橋市と訓練を実施した三ヶ日青年の家(東)の指定管理者「小学館集英社プロダクション」(東京)、青年の家設置者の静岡県に、計約6800万円

英社プロダクション側は「心からおわびし、誠意をもって対応する」とし、和解を申し入れていることを明らかにした。静岡県側も、原告の論理構成に一部疑問があるとして請求棄却を求めたが、「指定管理者と責任は共通しており、和解したい」と述べた。
法廷で父親の友章さん(53)が意見陳述し、「子どもを守るのは学校だ」という当たり前のことを、豊橋市は認識してほしいと述べた。

浜名湖転覆訴訟 豊橋市争う姿勢

ト訟 一訴 湖名 泊事
豊橋市立章南中学校1年の西野花菜さん(当時12)が水死した事故で、西野さんの両親が豊橋市などに6829万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が4日、名古屋地裁豊橋支部であった。市側は請求の棄却を求め、争う姿勢を示し

被告のうち、ボート授業を実施した「静岡県立三ヶ日青年の家」を設置した静岡県と、同県から運営を委託された指定管理者「小学館集英社プロダクション」(東京)側は、いずれも和解協議に入るよう求めた。訴状によると、両親側は、ボート授業は「中学校の正課の授業」で、学校にも安全に配慮する義務があったと主張している。これに対し、市側は、答弁書で「青年の家すら想定していなかった事故を、専

門的な知識、技能をもたない学校側が想像することはできなかった」と反論。「校長は土砂降りの雨の中、出港の中止を求めるべきだった」という両親の主張については、「出港基準自体はすべてクリアしている状況において校長が中止の申し入れをするなど到底できるものではない」とした。
西野さんの父の友章さん(53)は意見陳述で、「落ち度のない命が亡くなったことに、豊橋市はもっと真剣に考えてほしい」と訴えた。

ト訟 一訴 湖名 泊事
豊橋市立章南中学校1年の西野花菜さん(当時12)が水死した事故で、西野さんの両親が豊橋市などに6829万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が4日、名古屋地裁豊橋支部(田近)で開かれた。市側は請求の棄却を求め、争う姿勢を示した。

ト訟 一訴 湖名 泊事
豊橋市の浜名湖で10年6月、訓練中の手こぎボートが転覆、愛知県豊橋市立章南中1年の西野花菜さん(当時12歳)が水死した事故で、安全配慮を欠いたなどとして両親が豊橋市などを相手に約6829万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が4日、名古屋地裁豊橋支部(田近)で開かれた。市側は「法的責任はない」などと全面的に争う姿勢を示した。